

岐阜県公報

第二千六百三十号
平成二十七年三月十三日

(金曜日)

目次

告示

有害図書類の指定	(私学振興・青少年課)	一六七
道路の区域変更	(道路維持課)	一六七
道路の供用開始	(同)	一六九
車両制限令第三条第一項第二号イの規定に基づく道路の指定	(同)	一七〇
車両制限令第三条第一項第二号イの規定に基づく道路の指定に関する告示の一部改正	(同)	一七〇
車両制限令第三条第一項第三号の規定に基づく道路の指定に関する告示の一部改正	(同)	一七一
兼用工作物の管理の方法についての協議	(河川課)	一七一
公 示		
指定自立支援医療機関の指定	(保健医療課)	一七一
県営土地改良事業計画の決定	(農地整備課)	一七二
県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等	(同)	一七二
公共測量の終了	(用地課)	一七二
建設業法に基づく建設業者の許可の取消し	(建設政策課)	一七三

告示

岐阜県告示第百六十二号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十一条第一項の規定により次のものを有害図書類として指定した。

平成二十七年三月十三日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定図書類

種類	図書類の題名	月日号等	発行所、制作者名
雑誌	チャンピオンロード	2015. 4月号	株式会社 創芸舎出版

2 指定年月日

平成27年3月13日

3 指定理由

著しく犯罪又は自殺を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県建築土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		道の種類	
路線名		路線名	
区		区	
間		間	
区域 変更 前後	区域 変更 前後	区域 変更 前後	区域 変更 前後
敷地の幅 員	敷地の幅 員	敷地の幅 員	敷地の幅 員
延長	延長	延長	延長
備考		備考	

岐阜県告示第百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		道の種類	
路線名		路線名	
区		区	
間		間	
区域 変更 前後	区域 変更 前後	区域 変更 前後	区域 変更 前後
敷地の幅 員	敷地の幅 員	敷地の幅 員	敷地の幅 員
延長	延長	延長	延長
備考		備考	

県道 金山線

郡上市明宝小川字道谷一六七八番二三五地先から
同 市明宝畑佐字相谷八三六番九二地先まで

後	前	後	前
敷地の幅 員	敷地の幅 員	敷地の幅 員	敷地の幅 員
延長	延長	延長	延長
備考		備考	

岐阜県告示第百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		道の種類	
路線名		路線名	
区		区	
間		間	
区域 変更 前後	区域 変更 前後	区域 変更 前後	区域 変更 前後
敷地の幅 員	敷地の幅 員	敷地の幅 員	敷地の幅 員
延長	延長	延長	延長
備考		備考	

岐阜県告示第百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		道の種類	
路線名		路線名	
区		区	
間		間	
区域 変更 前後	区域 変更 前後	区域 変更 前後	区域 変更 前後
敷地の幅 員	敷地の幅 員	敷地の幅 員	敷地の幅 員
延長	延長	延長	延長
備考		備考	

道の種類		路線名	区間		区域	敷地の幅	延長	備考
一般	国道	三百六十号	中津川市中津川字餅六三 九三九番一地从先から	市阿木字中島七七 九五番一地从先まで	別後	六二 一〇・八	九六〇	
					後	七四 二〇・五	九六〇	

岐阜県告示第百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名	区間		延長	供用開始	備考
	県道	本関線	岐阜市中屋東三番地先から	同市春近古市場南一三四番地先まで	二五〇	平成 二七・三・一三	平成 二七・三・一六
					ル （メート）	の 期 日	備 考 （区域の決定又は変更の告示年月日ほか）

岐阜県告示第百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名	区間		延長	供用開始	備考
	県道	三川輪島線	岐阜市大字山県岩字荒井六五 四番一地从先から	同市大字同字同六三 番一地从先まで	四・〇	平成 二七・三・一三	平成 二七・三・二
					ル （メート）	の 期 日	備 考 （区域の決定又は変更の告示年月日ほか）

岐阜県告示第百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名	区間		延長	供用開始	備考
	県道	中野宗方線	加茂郡八百津町福地字油草四 〇五番五地从先から	同郡同町同字同四 〇七番一地从先まで	八・四	平成 二七・三・一三	平成 二七・三・一三
					ル （メート）	の 期 日	備 考 （区域の決定又は変更の告示年月日ほか）

岐阜県告示第七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	篠原線 八百津線	加茂郡八百津町潮見字鳥屋ヶ鼻 一四番二〇地先から 同 郡 同 町 同 字 同 一一一六番一七地先まで		二六〇	平成 二七・三・一三	平成 二七・三・一〇

岐阜県告示第七十一号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に應じ最大二十五トンである道路を次のとおり指定する。

平成二十七年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	指定年月日

一般国道
五百五十八号

高山市庄川町猿丸字滝ヶ野五六番一地从先から
同 市清見町牧ヶ洞字中島二二三九番一地从先まで
高山市松之木町二二五番一地从先から
同 市丹生川町町方字平田二六五番五地从先まで

平成二七・四・一

一般国道
三百六十一号

高山市松之木町二二五番一地从先から
同 市久々野町大西字上之段六七八番一地从先まで

同

県道
清高見山線

高山市上切町九一番一地从先から
同 市新宮町二三一一番一地从先まで

同

県道
久々野日線

高山市久々野町無数河字外見座田五五八番一地从先から
同 市久々野町大西字上之段六七八番一地从先まで

同

県道
高宝山線

高山市下切町一七〇二番地先から
同 市丹生川町町方字平田二六五番五地从先まで

同

岐阜県告示第七十二号

車両制限令第三条第一項第二号イの規定に基づく道路の指定に関する告示（平成二十六年岐阜県告示第二百二十七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一般国道	一般国道	県道	県道	県道
五百五十八号	三百六十一号	清高見山線	久々野日線	高宝山線
高山市庄川町猿丸字滝ヶ野五六番一地从先から 同 市清見町牧ヶ洞字中島二二三九番一地从先まで 高山市松之木町二二五番一地从先から 同 市丹生川町町方字平田二六五番五地从先まで	高山市松之木町二二五番一地从先から 同 市久々野町大西字上之段六七八番一地从先まで	高山市上切町九一番一地从先から 同 市新宮町二三一一番一地从先まで	高山市久々野町無数河字外見座田五五八番一地从先から 同 市久々野町大西字上之段六七八番一地从先まで	高山市下切町一七〇二番地先から 同 市丹生川町町方字平田二六五番五地从先まで
平成二七・四・一	同	同	同	同

指定する道路の表中

関市明生町一丁目一番一号地先から 同市小屋名字毘沙門一五二番一地先まで	を	関市平和 同市小屋
--	---	--------------

通六丁目一六番二地先から
名字毘沙門一五二番一地先まで

に改める。

岐阜県告示第七十三号

車両制限令第三条第一項第三号の規定に基づき道路の指定に関する告示(平成二十六年岐阜県告示第二百二十八号)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一の表中

関市明生町一丁目一番一号地先から 同市小屋名字毘沙門一五二番一地先まで	を	関市平和通六丁目一 同市小屋名字毘沙門
--	---	------------------------

六番二地先から

に改める。

一五二番一地先まで

岐阜県告示第七十四号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十七条第一項の規定により、丹生川ダムに係る兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、岐阜県県土整備部河川課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 河川の名称

神通川水系荒城川

二 河川管理施設の名称又は種類

減勢工左岸部、放流管及び管理設備

三 河川管理施設の位置

高山市丹生川町折敷地字井ノ口四三番地の二、四三三番地の二、四三三番地の三、

四三四番地の一、四三四番地の二、字切石二四九六番地の一、二四九六番地の二、二

五〇四番地の二及び二五〇四番地の五

四 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 中部電力株式会社

住所 愛知県名古屋市中区東新町一番地

代表者の氏名 水野 明久

五 管理の内容

丹生川ダムへの発電施設設置のための工事

六 管理の期間

平成二十七年三月十六日から工事の完了する日まで

公 示

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十七年三月十三日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの
(病院又は診療所)

名 称	所 在 地	自立支援医療を担当する診療科名	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
ウルトラメンタルクリニック 岐阜メイツ睡眠障害治療クリニック	高山市昭和町二の二二四 岐阜市藪田南四丁目一五の二	精神科 内科、呼吸器科	精神通院	平成二七・三・一

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
スギ薬局 岐阜都通店	岐阜市弁天町三丁目三八番地	精神通院	平成二七・三・一
あおい薬局瑞浪店	瑞浪市益見町三の七	同	同
宮下薬局	岐阜市六条南一の二七の二七	同	同
ヒロミ薬局今渡店	可児市今渡鳴子三三九四の三	同	同
ウエルシア薬局岐阜加納本石町店	岐阜市加納本石町一丁目一番地	同	同
平成調剤薬局 岐大前店	岐阜市古市場神田八五	同	同
まみや調剤薬局清住店	岐阜市清住町二の一五 安西ビル一階	同	同

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
阿 木 地 区	中津川市役所	平成二七・三・一三から 同二七・四・一〇まで

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業の変更についてその概要等を垂井町長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
栗 原 地 区	垂井町役場	平成二七・三・一四から 同二七・四・一〇まで

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
岐阜県
- 二 作業種類
公共測量（地盤沈下調査のための水準測量）

三 作業期間

平成二十六年十月三日から

同 二十七年二月二十七日まで

四 作業地域

岐阜市、大垣市、羽島市、瑞穂市、海津市、羽島郡笠松町、養老郡養老町、安八郡輪之内町及び安八町

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十七年一月二十六日	有限会社 高木電機製作所	代表取締役 高木 幹郎	養老郡養老町 大跡一七二番地一	般二十四 二〇〇四四	電気工事業
平成二十七年二月二日	株式会社 東洋住設	代表取締役 南條 洋之	岐阜市江添二丁目八番一七号	般二十二 一〇二二七	建築、大工、屋根、タイル・れんが、ブロック及び内装仕上工事業
平成二十七年二月二日	有限会社 松葉電器	代表取締役 松葉 章	高山市奥飛騨温泉郷栃尾二四八番地	般二十三 九五〇〇一	電気工事業
平成二十七年二月五日	サンキ工業株式会社	代表取締役 野田 政博	岐阜市岩栄町二丁目二〇番地	般二十三 六九七	管工事業
平成二十七年二月六日	大窪工業	大窪彦次	飛騨市神岡町坂富町一三	般二十一 六八八九	建築及び大工工事業

平成二十七年二月二十六日	ナガ才美 建	長尾光國	加茂郡富加町羽生一二八番地の三	般二十三 一五八三三	建築及び大工工事業
平成二十七年二月十八日	ユニオン システム	代表取締役 廣畑 一馬	土岐市土岐津町土岐口一五八九番地の一	般二十六 六〇〇二八	土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ及び水道施設工事業
平成二十七年二月十七日	明成 有限会社	代表取締役 奥村 正美	可児市広見二七番一	般二十一 一〇四二五	屋根及び板金工事業
平成二十七年二月十三日	照明電工 有限会社	代表取締役 原照 明	多治見市笠原町二二六二三	般二十三 六〇〇三五	電気工事業
平成二十七年二月十二日	古川土木株式会社	代表取締役 古川 則子	郡上市和良町法師丸二五一	般二十四 七九二	管工事業

平成二十七年三月十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社